

特許権に係るASEAN-5知的財産当局施策 に関する調査・研究

国際第4委員会
第1小委員会*

抄 録 ASEAN主要国において、日本からの特許出願件数が首位又はそれに次ぐ位置にある一方で、権利化に長期間要すること、及び権利行使の実効性確保の困難性が顕著な知財課題として周知されており、改善が待たれる状況にある。しかしながら、当該課題への現地知的財産当局等の取り組みに関する体系的理解は、現地情報へのアクセスや言語等の障壁により容易ではなく、ともすれば企業の知財戦略上の判断に不確実性を伴う。そこで、ASEAN主要国の中でも特に課題の重要性が高いインドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ及びベトナム（ASEAN-5）について、特許権に係る知的財産当局施策とその実態を捉える目的で本調査・研究を行い、企業の知財活動上の留意点につき考察・提言を試みた。現地で緩やかにも確実に課題改善がなされている中、現地情報の企業側へのインプット、課題解決に向けた意見の現地知的財産当局等適所へのアウトプット双方の継続的な積み重ねが重要と考えられる。

目 次

1. はじめに
2. ASEAN-5の現状
 2. 1 ASEAN-5の知財環境の現況
 2. 2 ASEAN-5における主要知財課題
3. 主要知財課題に係るASEAN知的財産権行動計画
4. ASEAN-5各国の知財施策及び実績
 4. 1 調査方法
 4. 2 各国の調査結果
5. 知財施策進展状況の実態
 5. 1 調査方法
 5. 2 ASEAN-5全般及び各国の調査結果
6. 考 察
7. おわりに

1. はじめに

ASEAN（東南アジア諸国連合）主要国において、日本からの特許出願件数は首位又はそれ

に次ぐ位置にある。また、各国での知財環境が徐々に改善し、特許係争が、件数は未だ僅少なながらも漸増しつつある実情を合わせ見ると、特許権の確保及び活用はより重要度が増すと考えられる。

しかしながら、企業におけるASEAN諸国に係る知財実務上、主要課題として、権利化に長期間要すること、及び権利行使の実効性確保の困難性（以下併せて「主要知財課題」という）が認識されている。ASEAN知的財産権行動計画が策定され、各国の知財施策が実行されているものの、現地情報へのアクセスや言語等の障壁により、当該施策、及び関連情報の体系的な理解や実態の把握に困難を来し、主要知財課題への対策検討等において、現地知財施策を参照、考慮することが容易とはいえない。

* 2018年度 The First Subcommittee, The Fourth International Affairs Committee

そこで、ASEAN主要国のうち主要知財課題が特に顕著である5ヶ国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ及びベトナム（以下併せて「ASEAN-5」という；図1）について、特許権に焦点をあて、現地知的財産当局等（以下「知財当局」という）の主要知財課題に係る施策（以下「知財施策」という）、及びその実態を日本企業における知財実務の視点で把握する目的で、本調査・研究を行った。本稿では、当該調査・研究結果を報告すると共に、ASEAN-5

に係る企業の知財活動上の留意点を考察・提言する。

なお、本稿は2018年度国際第4委員会第1小委員会の、宇賀地和樹（本田技研工業；副委員長）、山田博恵（帝人ファーマ；副委員長）、岩田遥（キヤノン）、岡崎豊野（大阪ガス）、奥田直也（日本電産）、徳田圭佑（スズキ）、満木雄多（荏原製作所）、餅田義久（サカタのタネ）、湯本和宏（キョーリン製薬ホールディングス）、及び李香蓮（ダイキン工業）が執筆した。

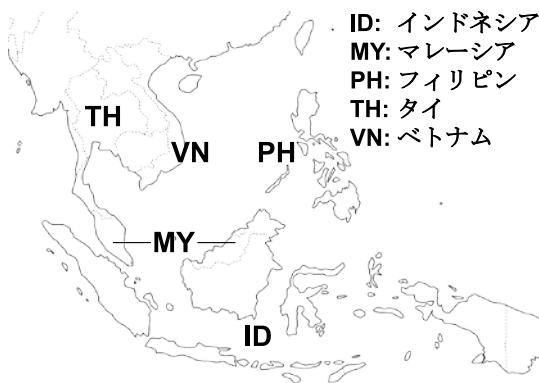


図1 ASEAN-5；本調査・研究対象国

2. ASEAN-5の現状

2.1 ASEAN-5の知財環境の現況

最初にASEAN-5の背景を概観するため、表1のとおり経済指標を含む知財環境の現況につき確認を行った。第3章で述べる1995年発効「ASEAN知的財産協力枠組み協定」¹⁾に示されるように、ASEAN知財協力の開始当初より域

表1 ASEAN-5各国における経済指標・知財関連項目等現況

| | ID | MY | PH | TH | VN | SG | JP |
|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 人口(百万人)[2017/16] ²⁾ | 261.99 | 32.05 | 105.31 | 68.98 | 92.69 | 5.61 | 126.75 |
| 名目GDP(10億US\$)[2017] ²⁾ | 1015.41 | 314.50 | 313.42 | 455.38 | 220.41 | 323.90 | 4,872.14 |
| 1人当たり名目GDP(US\$)[2017/16] ²⁾ | 3875.77 | 9812.80 | 2976.31 | 5970.43 | 2171.83 | 57,713.34 | 38,439.52 |
| 実質GDP成長率(%) [2017] ²⁾ | 5.07 | 5.90 | 6.67 | 3.90 | 6.81 | 3.62 | 1.71 |
| 日本からの年間輸出額(兆円)[2018年度] ³⁾ | 1.74 | 1.54 | 1.24 | 3.56 | 1.81 | 2.58 | |
| 日本からの進出企業数[2016報告] ⁴⁾ | 2,021 | 1,672 | 1,334 | 4,788 | 2,527 | 2,821 | |
| 特許出願総件数[2017] ⁵⁾ | 9,303 | 7,072 | 3,395 | 7,865 | 5,382 | 10,930 | 318,479 |
| 日本からの特許出願件数[2017] ⁵⁾ | 2,407 | 1,553 | 715 | 3,371 | 1,373 | 1,689 | |
| 対総件数比, 順位[2017] ⁵⁾ | 25.9%, 1位 | 22.0%, 1位 | 21.1%, 2位 | 42.9%, 1位 | 25.5%, 1位 | 15.5%, 2位 | |
| 自国の特許出願件数[2017] ⁵⁾ | 2,271 | 1,166 | 323 | 979 | 592 | 1,609 | 260,290 |
| 対総件数比, 順位[2017] ⁵⁾ | 24.4%, 2位 | 16.5%, 3位 | 9.5%, 3位 | 12.4%, 3位 | 11.0%, 4位 | 14.7%, 3位 | 81.7%, 1位 |
| 特許登録総件数[2017] ⁵⁾ | 2,309 | 5,063 | 1,645 | 3,080 | 1,745 | 6,217 | 199,577 |
| 特許平均権利化期間[2017/18報告] ^{6)~8)} | 約4年9月 | 約5年 | 約4年8月 | 約11.7年 | 約5年11月 | 約2年5月 | 約1年2月 |
| 特許審査官数[2018報告] ^{9)~15)} | 100名 | 約60名 | 105名 | 94名 | 約90名 | 100名以上 | 1,690名 |
| PCT加盟 ¹⁶⁾ | 1997年9月 | 2006年8月 | 2001年8月 | 2009年12月 | 1993年3月 | 1995年2月 | 1978年10月 |
| PPH開始 ¹⁷⁾ | 2013年6月 | 2014年10月 | 2012年3月 | 2014年1月 | 2016年4月 | 2009年7月 | |
| USTRA 監視対象「スペシャル301条報告書」[2018] ¹⁸⁾ | 優先監視国 | (2012年除外) | (2014年除外) | 監視国 | 監視国 | | |
| EC 知財権保護/権利行使監視対象[2018] ¹⁹⁾ | 優先度2 | 優先度3 | 優先度3 | 優先度3 | FTA下監視 | FTA下監視 | |
| 知財裁判所の有無 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 有 |

ID：インドネシア，MY：マレーシア，PH：フィリピン，TH：タイ，VN：ベトナム，SG：シンガポール，JP：日本

No.1 2 3 4 5 : 5ヶ国内順位 No.1 → 5

内統一の知財制度制定を模索されていたが、「ASEAN知的財産権行動計画2011-2015」の段階で、域内各国の発展・統合能力レベルの差、知財へのアクセスと知財保護のバランスを考慮して各国のペースに応じた取り組みを行うとされ、域内統一ではなく、域内協力に向けたアプローチへと転換されるに至っており²⁰⁾、表1からも、各国間での経済指標、知財実績・保護・体制等の知財環境に差異、多様性が見て取れた。

2. 2 ASEAN-5における主要知財課題

(一社)日本知的財産協会(以下「JIPA」という)アジア戦略プロジェクト(以下「アジア戦略PJ」という)による2017年度アジア諸国・地域対応アンケート(JIPA正会員企業対象、2017/7/20~8/17実施、416社回答/回答率44.3%)の結果によると、特許権に関して認識されている東南アジア諸国共通の問題点として、審査遅延、審査スキル、データベース未整備等が挙げられている。ASEAN-5に関しては、特にタイ、インドネシア、ベトナムで、その順に課題を指摘する回答数が多く得られており、事業進出先として重要な国であるとの点も反映されていることが窺える。

また、2018年度特許庁委託事業「ASEAN知財動向報告会」で発表された(独行)日本貿易振興機構(以下「JETRO」という)バンコク事務所によるASEAN知財概況紹介では、課題として、「1. 権利化期間が長い、2. 権利行使の実効性が不明」という点が明示された²¹⁾。

前述のとおり確認された主要知財課題を踏まえ、本調査・研究では、知財施策の中でも、東南アジアで事業展開する日本企業が抱える特許権に係る主要課題①権利化に長期間要すること(以下「権利化関連課題」という)、及び主要課題②権利行使の実効性確保の困難性(以下「権利行使関連課題」という)に対して直接的に関連すると考えられるアクションに視点を置くこ

とを前提とした。

3. 主要知財課題に係るASEAN知的財産権行動計画

ASEANにおける知財協力は、1995年のWTO(世界貿易機関)設立、TRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)発効が契機となり、1995年の「ASEAN知的財産協力枠組み協定」締結により開始された²²⁾。1996年には、ASEAN加盟国の知財当局で構成するAWGIPC(ASEAN知的財産協力作業部会)が設立され²³⁾、その取り組みは、「ASEAN知的財産権行動計画2004-2010」、「ASEAN知的財産権行動計画2011-2015」を経て現在、「ASEAN知的財産権行動計画2016-2025」に基づき遂行されている。なお、「ASEAN知的財産権行動計画2011-2015」は、前計画、AEC(ASEAN経済共同体)ブループリント(2007)の知的財産関連項目の作業計画、及びASEAN著作権作業計画に基づき策定され²⁰⁾、現行の「ASEAN知的財産権行動計画2016-2025」は、AECブループリント2025(2015)で戦略的措置が示された²⁴⁾上で、AECブループリント2025の補完として策定されたCSAP(AEC2025統合戦略行動計画)(2017)にて具体的に策定された²⁵⁾。

ASEAN全体としての方向性を踏まえ、ASEAN-5各国の知財当局が、主要知財課題に対してどのような施策を講じ、アクションを推進しているかの調査を行うに際し、まず、ASEAN知的財産権行動計画²⁰⁾、²⁶⁾、²⁷⁾において、第2.2節に示した前提のもとで主要知財課題に係る主なアクションプランを図2(仮訳・纏め:執筆者)のとおり抽出した。図2に示すように、権利化関連課題に関しては、特許権に特定したアクションプランが段階的に具体化されてきているが、権利行使関連課題に関しては、知的財産権の種類による区別なく、対象を知的財産権全般(「IPR」、「IP」と表記)としてアク

ションプランが策定されている上、その内容も具体的な進展が見られないことが確認された。この点からも権利行使関連課題に対する取り組みは、権利化関連課題に対するそれよりも遅れを生じている状態にあることが示唆された。なお、「ASEAN知的財産権行動計画2011-2015」の実施状況について、ASEAN知的財産協会2016年年次総会（2016/3）におけるWIPO（世界知的所有権機関）シンガポール事務所の発表で示されたところによると、全108件のイニシアティブの2015年までの達成率は、AWGIPCの実績評価に基づき、80%以上とのことであった²⁸⁾。

4. ASEAN-5各国の知財施策及び実績

4.1 調査方法

ASEAN-5各国の知財施策及び実績に関する調査対象は、表2に示す知財当局（当該上位組織等関連国家機関を含む）（以下略称表記）のウェブサイトで入手できた公表情報とし、情報

ソースを揃えることによりアクティビティの国際比較を図るため、主たる参照先を各国知財当局の年次報告書とした。調査対象年は、現行の「ASEAN知的財産権行動計画2016-2025」に照らし、2015年から2017年（調査時情報入手可能な最新年）の3年間とした。

表2 ASEAN-5各国の知財当局

| | |
|-----------|---|
| ID | 法務人権省 知的財産権総局 Directorate General of Intellectual Property (DGIP), Ministry of Law and Human Rights (MLHR) |
| MY | 国内取引・消費者行政省 知的財産公社 Intellectual Property Corporation of Malaysia (MyIPO), Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs (MDTCA) |
| PH | 貿易産業省 知的財産庁 Intellectual Property Office of the Philippines (IPOP), Department of Trade and Industry (DTI) |
| TH | 商務省 知的財産局 Department of Intellectual Property (DIP), Ministry of Commerce (MOC) |
| VN | 科学技術省 ベトナム国家知的財産庁 Intellectual Property Office of Vietnam (IP Viet Nam), Ministry of Science and Technology (MOST) |

省庁和訳名称：経済産業省/特許庁表記に基づく

4.2 各国の調査結果

ASEAN-5各国の知財当局は、表3に示す

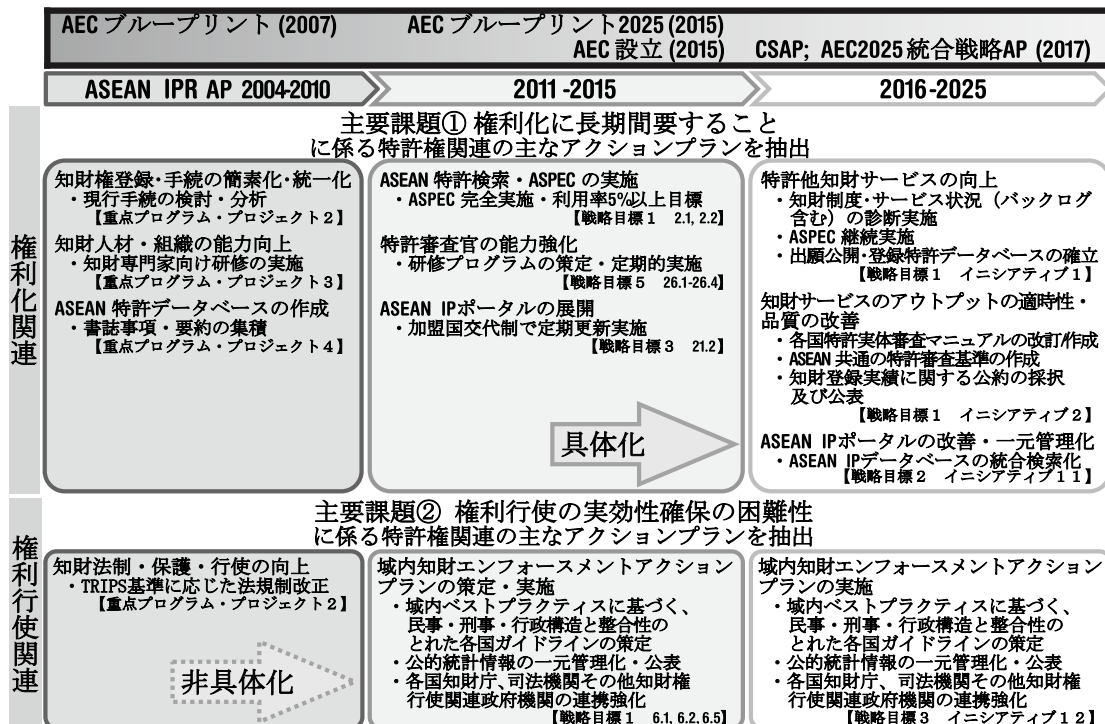


図2 主要知財課題に関連するASEAN知的財産権行動計画

ジョン及びミッション（仮訳：執筆者）を掲げている（2018年時点）。そのもとでの権利化関連課題及び権利行使関連課題に係る近年のアクティビティの代表的なものを表3に記したが、以下にASEAN-5各国の知財施策及び実績を詳述する。なお、各国の本調査結果の範囲において、第3章で述べたASEAN知的財産権行動計画に係る取り組みにつき言及された情報発信は、特に見出されなかった。

(1) インドネシア^{29)~31)}

DGIPの現行の戦略的計画は、BAPPENAS(国家開発企画庁)が策定する20年間の国家長期開発計画(2005-2025)下で2005年から5年毎に策定される、MLHR国家中期計画に基づき策定され、毎年実績報告書にて当該中期における実績報告がなされている。長期計画策定時より知財に関し、法執行・質の高いサービスの提供の不十分性が認識されていたが、競争力のある国家の実現に向けた長期的視点において、経済強化の上で科学技術向上の必要性を挙げ、知財の促進について言及している。その点の中・短期

的に、①法規制に則った知財出願の査定数向上、②情報技術の使用最適化、③法規制に従った知財紛争解決、④知財サービスの満足度向上の4点に戦略的計画として落とし込まれている。

実績報告書によると、知財出願の査定数に関しては、特許査定数が2015年 1,936件に対し2017年 7,929件と着実に実績を上げている。また、情報技術使用最適化の観点では、電子出願件数を指標とし、2017年においては、知財全体で全出願件数の6割と設定された目標値超の成果を上げ、電子化への対応が進んでいることを示している。知財紛争解決については、法律違反防止、解決件数が2017年に各々20件、19件と報告され、ほぼ目標達成としているが、権利種別での報告がなされず、特許権に係る実態は不明である。

2016年には特許法改正が行われたが、外国出願人にとって悩ましい改正が含まれるも、当該改正趣旨として、自国の利益・経済的自立を図ることや国内特許プラットフォームの構築等自国の発展を謳うアプローチをとることが明示された。また、取り組みの実績の中には、審査官

表3 ASEAN-5各国知財当局の取り組み

| | DGIP / ID | MyIPO / MY | IPOP HL / PH | DIP / TH | IP Viet Nam / VN |
|-------------------|---|---|--|--|---|
| Vision | 法の確実性を保証する知的財産機関となる 革新、創造及び国家経済成長の推進者となる | 有力な知的財産機関の1つとなる | 2020年には、啓発され、発展志向の民主化された知財制度のもとで、知財意識の高いフィリピンへ | タイの競争力を向上させるため、迅速で使いやすい国際標準的な知財サービスを提供する | 非明示 (企業の製品開発と事業活動を支援し、生産力と競争力を向上させるために、知的財産を実用的かつ効果的なツールにする) |
| Mission | クオリティサービス及び知的財産権行使を実現する | より優れた創造性と知的財産の実施を向上させるべく強力な法律インフラと効果的な管理体制を提供する | 技術革新を促進し、知的財産の創造、活用、保護、及び尊重を奨励すべく、高品質で迅速な信頼性のある、効果的・効率的なサービスを提供することを約束する | 1. 知的財産保護・防衛のための登録サービスを国内・国外ともに提供する 2. イノベーションを促進し、知財の適正管理と商業的利用を積極的に奨励する | 非明示 (ITシステム、人材を強化し、知財と、大学や企業等の技術移転センターのネットワークを構築する) |
| Activities | ●2016特許法改正 ●2018関連規則緩和 ●バックログ解消傾向 | ●審査官教育実施 ●特許登録件数増 | ●2017ISA/IPEA承認(2019.5義務開始) ●2016電子出願システム開始 ●2018特許審査基準改訂(ICT・バイオ) ●ADR制度に積極的取り組み | ●審査官増員 ●顕著な特許登録件数の伸び | ●電子出願システム導入等電子化取り組みに注力 ●2019特許法改正 ●2019JPとのPPH対象件数倍増 ●VIPRIの活動に積極的取り組み |

の審査能力・調査能力の向上のための研修や特許審査ハイウェイ（以下「PPH」という）のガイドライン作成等が、JPO（日本国特許庁）との連携によりなされている旨紹介されている。

(2) マレーシア^{32), 33)}

他国との協力を中心に紹介され、その中で、他国による審査官教育に関する記載があり、2015年は、JPOから審査の研修を受けたことが示されていた。また、2016年には、審査官数の推移について記されていないものの、過去5年における年間の特許登録件数が公表されており、それによると、2012年 2,501件、2013年 2,691件、2014年 2,762件、2015年 2,908件、2016年 3,353件と着実に増えている。

一方で、出願書類の公開については、現状、MyIPOのデータベースから、出願番号・登録番号・出願日・公開日・登録日・法律状態・発明の名称・要約などの基本情報は閲覧可能だが、明細書・代表図を含む図面・請求項の確認や包袋閲覧は不可能な状態である。

MyIPOは、「強力な法律インフラと効果的な管理体制を提供する」ことをミッションとして掲げており、MDTCAも最高水準の知財保護制度の運用を戦略の1つとして掲げ、知的財産権行使を含めて注力していく旨示している。しかしながら、MyIPOの発信においては、情報インフラの構築や知的財産権行使に関する実績について詳報されていない。

(3) フィリピン^{34), 35)}

下記①、②に代表されるように、近年の取り組みについては注目すべき点が多い。①2016年に商標、実用新案及び意匠の電子出願システムを開始したことに続き、2017年には特許についても電子出願システムを開始し、これにより出願人はいつでもオンラインで特許出願をすることができるようになった。更には、審査経過を

オンラインで閲覧可能とするシステムの導入も追従させ、対出願人の通信簡便化が図られている。②2017年10月にはWIPO加盟国総会において、シンガポールに次ぎASEANで2番目にISA（国際調査機関）及びIPEA（国際予備審査機関）として選定された。

権利化活動については、出願・登録件数の大幅な増加にも拘らず、平均審査期間が60ヶ月（2011）→48ヶ月（2015）→47ヶ月（2017）と改善されている。これは、IPOP HLが審査官数を77名（2015）→110名（2017）と増員していること、EPO（欧州特許庁）、USPTO（米国特許商標庁）、JPO等との協力により、審査官教育を積極的に行っていること、2012年2月以降、日本をはじめ他国とのPPHプログラムを推し進めていることが要因として挙げられる。また、フィリピンは多くの島から構成される国なので、国内に多数のIPOP HLのサテライトオフィスを設けて国民からのアクセスを容易にし、ITSO（Innovation Technology Support Office）を設立して、大学や地域コミュニティーに対し特許関連の情報提供・支援を行っていることも報告されている。

権利行使については、模倣品摘発等を精力的に行い、2014年にUSTR（米国通商代表部）スペシャル301条監視国から除外された。IPOP HLがエンフォースメントの活動を行う以外にも、政府が知的財産権を尊重する教育キャンペーンを繰り広げている。IPOP HLは、ADR（裁判外紛争解決手続）やMediation（調停）についても活発な活動を展開しており、2019年3月時点で、ADR制度により仲裁サービスと調停サービスを提供するアジアで唯一の知財当局である。更に、知的財産権侵害に対し、IPOP HL自らが執行力を伴う活動ができる場所に特徴がある（司法、刑事、IPOP HLによる救済の各ルートが存在）。そして、IPOP HLはNCIPR（国家知的財産権委員会）、並びに他の政府機関、

国際パートナー及びステークホルダーと協力して、知財保護・執行を強化し促進するための包括的かつ協調的な取り組みを推進している。また、先述のITSOは特許ライセンスや知財ビジネスに関するサポートも行っており、複数機関による諸分野での知財活動のサポート体制が整えられつつある。

(4) タイ^{36)~39)}

イノベーション主導の経済成長を目指す国家政策、「タイランド4.0」に従って策定された「20年IPロードマップ」下で、知財保護・権利行使を含む6分野の方向性が示され、2016年より知財制度全般の改革に向けた取り組みを推進している。

海外からの要請も多い審査迅速化やバックログ解消の目標においては、2016年から2018年の3ヶ年と時期を特定した上で審査官の大幅増員計画を発表し、特許審査官数は2015年 30名、2016年 66名、2017年 88名と着実に増えている(図3)。その他にも、WIPO, JPO, EPO, INPI(仏産業財産庁)の協力を受け、定期的に新規審査官に研修を行い、審査能力の向上を図っている。

情報インフラに関しては、公衆が利用可能な電子システムを搭載したサービスを種々の態様で構築することに取り組んでいると述べている。IP関連サービスの利便性向上のため、最新技術を用いたIPシステムインフラの開発をはじめとして、電子出願、イメージ検索、OCR、データクレンジング、電子決済や支払ゲートウェイの構築を手掛けると共に、DIPのウェブサイトにも専用サイトを設け、正確かつアップトゥデイトな情報を提供すべく、データベースの改善を進めてきている。

特許登録件数(出願人は国内・国外の両方を含む)は、2015年 1,364件、2016年 1,838件から、2017年には一気に2倍近い3,080件となった(図3)。

マレーシアと並び、知財専門の裁判所としてCIPITC(中央知的財産・国際取引裁判所)が設置されている。

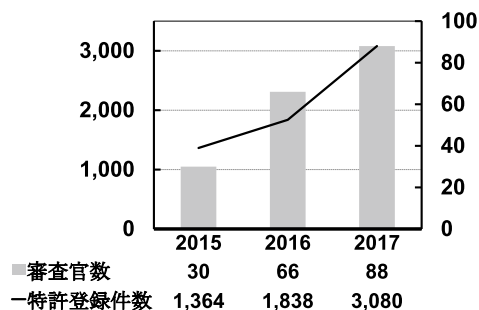


図3 タイ 近年の審査官数及び特許登録件数

(5) ベトナム^{40)~42)}

特許と実用新案の出願件数はこの10年間増加傾向にあり、2013年から2017年までの出願件数の平均増加率は年6.5%、審査が完了した件数の平均増加率は11.2%である。このことから、国内外を問わず、ベトナムにおける知財の重要性が高まっており、IP Viet Namによる案件の処理能力も向上していることがわかる。

IP Viet Namは、IT技術を用いての審査業務改善や電子出願システムの導入などに重点的に取り組んでいる。2017年初めには、産業財産権の登録がオンラインで行えるようになり、更に、出願人は、全てのオフィスアクションがアップロードされる専用のデータベースにアクセス可能となった。また、特許と実用新案の情報は「IP Lib」において毎月更新されていて、登録特許と実用新案の明細書は全て電子化され「Digi Pat」にアップされている。

日本との関係については、2019年4月から3年間、PPHの年間の申請数上限を100件から200件に倍増すること、2012年7月以降、JPOがベトナムでのPCT出願における国際調査と国際予備審査を統括していること、IP Viet Namの職員の研修を支援していること等から、良好な関係を築いていることが窺える。また、2017年3

月に終了した(独行)国際協力機構(以下「JICA」という)との「知的財産権の保護及び執行強化プロジェクト」で構築した情報共有システムは、税関などの権利行使機関の協力も得て順調に運用されている。

2018年1月には特許法第4版が施行された。実務上重要な改訂として、実体審査に係るオフィスアクションの応答期間、及び登録料の納付期間が、それぞれ3ヶ月に延長されている。

権利行使上の特色としては、VIPRI(ベトナム知的財産研究所)による鑑定が挙げられる。VIPRIは、IP Viet Nam以外で知的財産権侵害に関する専門的意見を提供できる唯一の機関である。

5. 知財施策進展状況の実態

5.1 調査方法

次に、第4.2節で述べたASEAN-5各国の知財施策及び実績に関する調査において挙げた疑問点等に対する理解を深めるために、専門家への書面ヒアリングを行い、JETRO本部(東京)(2018/8: ASEAN-5全般)、JETROバンコク事務所 知的財産部長 加藤範久氏(2018/12: タイ及びベトナム)及びJETROシンガポール事務所 知的財産部長 新留豊氏(2018/12: マレーシア及びフィリピン)、並びにJICA専門家・チーフアドバイザー 杉山卓也氏(2019/3: インドネシア)にご協力いただいた。また、第4.2節で得た各国知財当局(当該上位組織等関連国家機関を含む)が公表する施策、及び実績に対し、当該当局の主観的発信と日本企業のユーザー視点に基づく客観的認識との乖離を把握しておく必要があると考え、ASEAN知財に精通した専門家・企業実務家に対する対面ヒアリングにより、知財施策の進展状況等の実態について調査を行った(2019/1~3)。専門家ヒアリングでは、黒瀬雅志弁理士(黒瀬IPマネジメント)、清水亘弁理士(ア

ンダーソン・毛利・友常法律事務所 名古屋オフィス代表)、森山正浩弁理士、横川聡子弁理士、及び稲村将吾弁理士(以上、アンダーソン・毛利・友常法律事務所)にご協力いただいた。企業実務家ヒアリングは、2018年度JIPA アジア戦略PJメンバーの協力を得、近年のASEAN諸国訪問代表団派遣等をもとに、日本企業目線で認識された実態につき意見聴取を行った。

5.2 ASEAN-5全般及び各国の調査結果

専門家・企業実務家ヒアリングの結果を総合し、ASEAN-5全般、及び各国における知財施策の進展状況等の実態が、以下のように把握された。

(1) ASEAN-5全般

ASEANの知財情勢を理解する上で認識すべき主な背景として2点着目された。第一に、ASEANは、東西冷戦を背景としたASEANの成立経緯に鑑み、内政不干渉、コンセンサスによる意思決定、国家主権の尊重等を原則とし(ASEAN憲章: EUとの主要相違点)⁴³⁾、国益追求の緩やかな共同体である点、第二に、国際競争力のある発明を創出できる内資の産業がまだ十分に発展していない点である。実態において、これらの背景は、前者の観点で、ASEAN知的財産権行動計画も必達を課されている訳ではなく、各国の取り組みに委ねられている状況、後者の観点で、現地の知財に対する意識、知財の優先度がまだ十分に高いとは言い難い状況に各々反映されているとみられる。知財施策・知財制度整備に関しては、政府上位層に知財への理解があるものの、全般的に知財保護による恩恵を認識されるまでに至っていない状況で、それが取り組み意識の希薄性にも及んでいると見受けられる。また、域内では積極的に協調をとる体制とはいえ、データベース等の統一化が謳われているが、言語の壁が障壁になっている

ことも重要な課題である。

権利化関連課題に対しては、外国の審査結果を参照して審査がなされている国が多いのが実情で、制度、最新の技術内容の理解度がまだ成熟していない点、重要な一因となっているといえる。審査官増員、研修が推進されているが、離職により定着しないという一面も発生しているようである。また、権利行使関連課題に対しては、模倣品に係る知財活用の取り組みが商標から段階を踏んでなされている状況にあり、特許係争の発生はまだ僅少で、経済成長が停滞気味にある中で、特許権にまで十分に問題視されるに至っていない現状においては、課題解決はやはり長い目で見ざるを得ない。

こうした実態から、企業の知財実務において権利化の意義が疑問視される場合もあり得る一方で、権利化の判断には、ACFTA（ASEAN 中国自由貿易協定）や中国の一带一路構想による中国製品のASEAN諸国への更なる流入に対

し、権利を保有していなければ必要時に対抗できないという事態が推察されることを例に、現地での競合者の動向を注視する必要性が求められる。

また、企業目線からみた実情としては、現地の優先事項は雇用の創出であり、知財への取り組みはその先にあると実感された。知財の権利化と権利行使は法体系が異なる部分もあるため、その連携もまだ容易でないと思われるが、各国の権利化・権利行使関連機能において改善の兆しは、少しずつながら確実に見られている。その近年の顕著な変化の事例として、インドネシアでの税関差止開始（2018）、タイでの専門事案高等裁判所設置（2016）、ベトナムでのPPH申請受入件数倍増（2019）等が挙げられる。

なお、各国の世界における位置付けをビジネス環境や国際競争力・技術革新力等の知財情勢に係る各種指標に照らして見たところ、表4、表5及び図4のとおり確認された。

表4 ASEAN-5各国のビジネス環境

| グローバルランキング | ID | MY | PH | TH | VN | SG | JP |
|--|-----|--------|------------|----------------|--------|---------|---------|
| 事業活動容易性 ⁴⁴⁾ /190ヶ国中 (2018) | 72位 | 24位 | 113位 | 26位 | 68位 | 2位 | 34位 |
| 治安: 世界平和度指数 ⁴⁵⁾ /163ヶ国中 (2018) | 55位 | 25位 | 137位 | 113位 | 60位 | 8位 | 9位 |
| 公的機関腐敗状況: 腐敗認識指数 ⁴⁶⁾ /180ヶ国中 (2018) | 89位 | 61位 | 99位 | 99位 | 117位 | 3位 | 18位 |
| 事業活動上の最大課題 ⁴⁷⁾ (2018) | 腐敗 | 資金調達手段 | 非効率的政府官僚制度 | 政権不安定 クーデター | 資金調達手段 | 制限的労働法規 | 制限的労働法規 |

No.1 : 5ヶ国内順位 No.1 → 5

表5 ASEAN-5各国の国際競争力・技術革新力

| グローバルランキング | ID | MY | PH | TH | VN | SG | JP |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|
| 競争力 国際競争力指標 ⁴⁷⁾ /137ヶ国中 (2018) | 36位 | 23位 | 56位 | 32位 | 55位 | 3位 | 9位 |
| 技術革新力 国際競争力指標 ⁴⁷⁾ /137ヶ国中 (2018) | 31位 | 22位 | 65位 | 50位 | 71位 | 9位 | 8位 |
| 技術革新力 国際技術革新力指標 ⁴⁸⁾ /126ヶ国中 (2018) | 85位 | 35位 | 73位 | 44位 | 45位 | 5位 | 13位 |

No.1 : 5ヶ国内順位 No.1 → 5

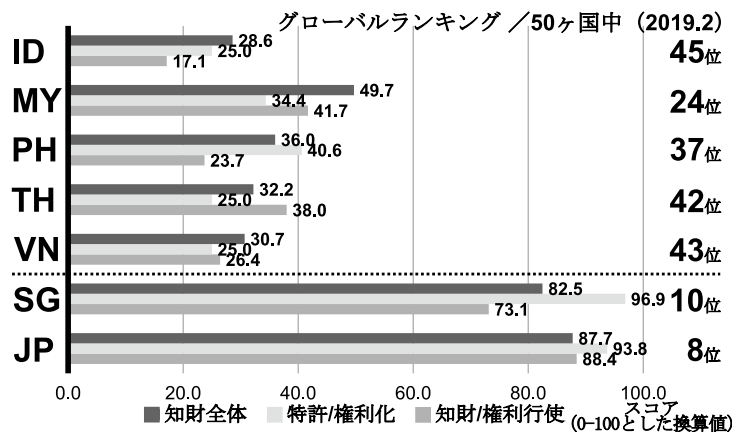


図4 米国商工会議所グローバルイノベーション政策センター (GIPC) 国際知財指標⁴⁹⁾ の国間比較

(2) インドネシア

大国主義的で独自路線を進む傾向が窺え、それが年金未払督促等、独自規定の制定などにも表れていると捉えられる。権利化に関しては、スピードの観点で更に改善が望まれるが、現局長のイニシアティブにより、バックログ解消を重要課題と設定し、全てのバックログの処理を目指して積極的に取り組まれており、2018年には7,000件の審査処理完了と示された。また、技術分野ごとの審査基準の改定・整備や、課題とされる包袋管理に対して新しいシステム構築が進められるなど、審査促進に向けた方策の進展がみられる。知財従事者に最新技術の理解が求められる状況にあるが、DGIPでも理解の深化の必要性を認識し、技術説明会等の開催希望を示している。権利行使に関しては、執行力に期待することは難しく、訴訟は、学説、先審拘束力もなく、場当たりの判断が見受けられている。近年起訴された特許事件数は10数件／年程度とのことである。

(3) マレーシア

IPハブ構想を早くから公言していたものの進展がなく、今後の展開の見通しも不透明である。マレー人優遇政策の影響下、MyIPOウェブサイトの第一言語もマレー語である。2020年にMyIPOの庁舎を新しくする予定とのことで、執務環境の改善が図られている。全般的に人的リソースが少なく、人材面での課題が着目される。知財裁判所は設置されているが、特許事件数は明らかではない。訴訟費用が高く、模倣品等対策は行政措置を検討するのが一般的である。

(4) フィリピン

米国の影響の反映、治安面が特徴に挙がる。2017年にASEANで2番目のISA/IPEA指定を果たしたが、言語が英語である強みを生かしてPCT調査を請け負い、経験・収益面等の向上を

図っている模様である。出願件数がASEAN-5の中でも少ない(表1)が、前述の治安等の問題により、事業進出先として優先度が低くなっていることの表れも一要因と窺える。

(5) タイ

特許法の2019年改正に向けての取り組みに、軍事政権下で進展があった。国王の影響力が絶大であるため、総選挙の結果が民政、軍政の何れであっても政策にあまり影響がないともみられ、法改正の実現が期待される。自国の産業を発展させたいとして、税制、技術移転条件の設定等が政策に反映されている。権利化関連では、審査官増員によるバックログ解消に注力し、審査スピードの面では劇的な改善傾向にある。知財専門の裁判所であるCIPITCが設置されているが、運用実態はまだ十分ではなく、訴訟提起は、一般的な特許権行使の手段にはなっていないといえる。表4にもあるが、クーデターの頻繁な発生他、ビジネス環境の課題は見受けられるが、ASEAN-5の中では、日本からの進出企業数が最多である(表1)。

(6) ベトナム

日本の支援もあり、知財施策に対して意欲的で、統計整備・公表や判例公表等はその例である。IP Viet Namは人的リソース不足で、国家予算との関係もあって計画的ではないものの、審査官増員の意向は示されているようである。権利行使に関連して特徴的な点としては、VIPRIの存在がある。現状では商標、意匠に関する鑑定が中心で、特許についてはまだ実施例に基づく判断になりがちとみられているが、企業による技術説明会等の実施を希望しているなど、機能を発展させていきたいとの意向が示されている。また、英語での対応が可能で、日本の審査基準を参照しており、将来的に海外からの利用件数の増加が見込まれている。なお、特

許権に関する鑑定は、2009年から2017年10月までに約150件、日本企業が関係する案件は、2009年から2014年までに3件行われたとのことである⁵⁰⁾。ベトナムもまた、裁判所は使いづらい状況とみられている。

6. 考 察

本章では、第4.2節及び第5.2節の調査結果を踏まえ、日本企業におけるASEAN-5各国での特許権の権利化・権利行使対応に向け、着眼点として留意すべき現地状況等につき考察を行った。ASEAN-5全般、及び各国について以下に示す。

(1) ASEAN-5全般

日本企業がASEAN-5で知財活動を行う上で改めて認識したポイントは、前述の実態ではあるものの、現地に係る事業計画に照らし、特許権の存続期間が20年間であることを踏まえて、現地競合者の知財活動動向を把握し、必要な権利を確保しておくことが望ましいという点である。事業展開先の国については、その国の関連法規制、施策及びそれらの動向と共に、現地事業環境を俯瞰的に理解すること、また各国において、主要知財課題改善への取り組みにより少しずつではあるものの変化しつつある状態にあることに鑑みて、法規制の改正等の動きを継続的にフォローしていくことが必要と考える。この点は、JIPA等知財関連団体や国内及び現地専門家との接点を通して継続的に、インプット、つまりタイムリーな現地情報の入手、及びアウトプット、つまり主要知財課題解決への働きかけの機会を積極的に活用した、知財当局等適所への意見発信等の積み重ねの両側面からのアプローチに努める姿勢が望まれるであろう。また、最新技術の理解に対して意欲を示している知財当局もあり、特許クレームの誤訳の問題以前に、現地知財従事者の技術理解度は重要ポイントとなるため、技術説明会の機会の活用等、現地へ

の技術理解を促す方策を前向きに検討することも一案である。

現地でまだ知財に対する意識・優先度が十分に高くはないという現況においては、総合的なローファームよりも知財専門の事務所の方が熱心に対応される傾向も窺われ、現地事務所の選定もポイントになると考えられる。

また、現地でのイノベーションの促進、知財活用・保護の奨励への取り組み、及びその進展状況を理解することで、現地の知財に対する意識改善・向上度の把握が可能とみられることから、イノベーション創出環境の発展に目を向けることも、間接的ながら、現地での知財環境改善の取り組みの進展状況を把握・理解する切り口の一つになり得ると認識した。

(2) インドネシア

ASEAN諸国の中でも情報開示が比較的行われている印象であるが、年次報告書・実績報告書等は現地語での公表のみとなっており、一般的には情報入手することが困難である（2013年以前は実績報告書の発行はなかったが、英語併記／表記の年次報告書が発行された年もある）。DGIPのウェブサイトは、2018年10月より英語でも表示されるようになったとのことで、現地語発信情報を全面的に網羅されていないながらも、改善点として注目できる。

バックログ解消への注力は、DGIPの特筆すべき取り組みであると把握されたが、DGIPが技術理解の意向を示されていることを受け、今後は、審査のスピードや質の向上に向けて、企業側が技術説明等積極的に関与していくことも意義があると考えられる。

また、JICAプロジェクトの支援のもと、行政及び司法の各面で知識向上等人材育成に取り組まれており、今後の成果が期待される。

(3) マレーシア

他の4ヶ国に比べ、年次報告書やウェブサイトでの具体的な情報開示が少なく、今後は、統計データの充実化を含め、情報発信量の向上を望みたい。

MyIPOで注力しているとみられた審査期間短縮の取り組みについては、年間の特許登録件数が増加傾向であることや、審査官数が、JICAより2006年に出された「マレーシア 知的財産権人材育成にかかるMyIPO行政能力向上プロジェクト 事前調査報告書」⁵¹⁾に42人、2017年にWIPOより公表された「Country Report Intellectual Property Corporation of Malaysia」⁵²⁾に78人とあり、審査官数が約10年間で2倍近くに増員していることから、特許処理件数の向上に対して改善がなされていると考えられる。また、審査官に対する勤務上のインセンティブの導入等もなされているとの情報に触れ（2018年度JPO-IPR研修）、審査官のモチベーションの向上を図った取り組みも行われていると考える。

一方、IPインフラの構築や権利行使に関する取り組みについては、現段階ではあまり進展がみられず、短期的に機能改善の実現は期待できないとみられるが、特許の権利化は、被疑侵害者への対抗手段として、PPH等の利用により早期権利化を図ることが重要であると考えられる。

(4) フィリピン

“効率的で質の高い特許サービス”を標榜し、2011年頃から審査官を増強し続けた結果、出願件数の増加にも拘らず、審査期間の改善に成功しているものと思われる。また、ISA/IPEAを目指したことも、PCT規則第36規則⁵³⁾に、ISA/IPEAが満たしていなければならない最小限の要件として、調査を行うために十分な技術的資格を備えた常勤の従業者を百人以上有していなければならないことや、調査の目的のために適正に整備された資料を利用し得るようにして

いなければならないことなどが規定されていることに照らし、人的・質的な拡充に大きく寄与したものと推測される。

権利行使の観点では、模倣品の取締りに関しNCIPRメンバー等と協力して知財保護と執行を強化している他、ADR制度により仲裁と調停のサービスをアジアでいち早く始めた知財当局であり、積極的な姿勢を示しているといえる。

このように、ASEAN-5の中でも先んじた知財環境の改善にも拘らず、先述のとおりASEAN-5の中で出願件数が最も少なく（総件数及び日本からの出願件数）、その理由は定かではないが、治安の悪さ等ビジネス環境の見劣りに依ると推察される。とはいえ、ASEANでシンガポールに続いてISA/IPEA指定国となったことを契機に、まず特許権利化活動が活発になり、その効果として権利行使が行いやすい環境が整うことを期待したい。

(5) タイ

ASEAN諸国の中で特に審査が遅い国として知られ、2017年時点の出願日から登録日までの平均期間は9年から10年であった⁵⁴⁾。これに関し年次報告書では、審査促進への取り組みの一環として行われている審査官教育につき、教育拡充については触れていたが、審査官マニュアルやガイドライン作成についての具体的な計画に係る情報開示は見出されなかった。将来的には、既に実行に移されている審査官の増員計画と共に、審査の質向上やサービス改善が間接的に進められていくものと予想される。

権利行使に関して特筆すべきは、CIPITCが設置されている点である。また、法整備や知的財産権の重要性についての啓発活動については、USTRスペシャル301条に基づくポジションが優先監視国から監視国に移行した（2018）という点を強くアピールしている。但し、特許権侵害に係る実績は、商標権・著作権と比較す

るとごく僅かであるのが現状であり、今後は、特許権行使についても情報の見える化などを通じた活動促進に繋がっていくことを期待したい。

更に、タイでは、2019年3月に従来の軍事政権から王党派による民政復帰が問われる総選挙が行われた。前軍事政権下で特許法改正の準備が進められた（新規性の世界公知公用基準の採用、実体審査請求期間の変更等を改正点とする）が、法改正につき、今後の政治動向と共に注目していきたい。

(6) ベトナム

権利化に関しては、第4.2節に述べたとおり、ITシステムを中心として改善が見られる。しかし、「IP Lib」では収録内容が書誌事項に限られ、「Digi Pat」ではベトナム語での表示に限られているのが現状である。PPHの件数増加や審査官数の増員等、インフラと人材育成の両面において今後の改善が期待される。

権利行使に関しては、最高裁判決や統計データの公表が進んでいることからインフラ面での改善が見られるものの、知財専門裁判所が設立されていないことや、VIPRIの鑑定能力も更に向上が望まれる状況等から、今後の改善が期待される。なお、VIPRIは技術の理解に積極的なので、日本企業としては技術説明会で技術内容を伝える等の取り組みが有用という意見もある。

また、2018年9月におけるIP Viet Namの組織改編では、従来の三つの特許部門が一つの特許審査センターに再編されている。これは、国際的な規範に合わせると共に組織の効率化を図ろうとするIP Viet Namの努力の反映であり、今後審査の一貫性、効率性、迅速性が向上するだろうと期待が高まっている。

7. おわりに

本調査・研究は、企業がASEAN-5の知財活動において抱える主要知財課題、つまり権利化

に長期間要すること、及び権利行使の実効性確保の困難性について、その改善が停滞し、当該課題が常態化している事態が強く懸念されることから、現地での取り組みの実情に対する疑問に端を発し、知財当局が発信する知財施策に着眼することとした。但し、その公表内容が主観的であることを考慮し、主要知財課題改善に向けた施策の進展の実情、及び現地内外での温度差に関する適切な理解を狙いとして、本件専門家・企業実務者が客観的に捉えた実態の聴取・確認を行った。現地の実情は、課題が依然山積し、運用実態に不透明な面が存在することも否めない状況でありながらも、段階的に改善の兆しが見えてきていることが確かであることは確認できた。また、企業の事業活動においては、特許権が20年間存続することを踏まえ、現地での競合者の出願状況等知財活動動向をウォッチしながら、中長期的な事業計画に鑑みて、現行の法規制下で実施可能な対応を着実にとり、確実な権利化を図ることに留意すべきことの重要性が認識された。そのアクションに向けて、ASEAN-5における知財情勢は、徐々にではあっても常に変動を続けていることを念頭に、その動向を、長期的視点を持って、断続的ではなく継続的に、可能な範囲で能動的にフォローしていく姿勢が求められると考えられる。

注 記

- 1) ASEAN Member States, ASEAN Framework Agreement on Intellectual Property Cooperation Bangkok, 15 December 1995
<https://www.aseanip.org/Portals/0/PDF/ASEANFrameworkAgreementonIntellectualPropertyCooperation.pdf>
- 2) IMF (The International Monetary Fund), The World Economic Outlook (WEO) Data: April 2018 Edition
<https://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2018/01/weodata/index.aspx>
- 3) 財務省, 財務省貿易統計 輸出入額の推移

- <http://www.customs.go.jp/toukei/suii/html/data/d42ca001.csv>
- 4) 株式会社帝国データバンク, ASEAN 進出企業実態調査 (2016.5.17)
<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/pl60504.pdf>
 - 5) WIPO (The World Intellectual Property Organization), WIPO IP Statistics Data Center (Source: WIPO statistics database. Last updated: December 2018)
<https://www3.wipo.int/ipstats/index.htm?tab=patent>
 - 6) TMI総合法律事務所, 2017年度特許庁委託事業「ASEAN知財動向報告会」開催報告 ASEAN主要国における産業財産権の権利化期間等について
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/meeting20170524_6.pdf
 - 7) S&I International Bangkok Office, 2017年度特許庁委託事業「ASEAN知財動向報告会」開催報告タイにおける知財権利化期間調査
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/meeting20170524_7.pdf
 - 8) JPO, 特許行政年次報告書2018年版 本編, 第1章1
2017年度；権利化までの期間（標準審査期間）：審査請求日から起算
<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpenall.pdf>
 - 9) ACEMARK, インドネシア知的財産権総局の特許審査体制 (2018.1.22)
<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2018/05/aac091a62679c40b0f1321d3e8057f4f.pdf>
 - 10) Shearn Delamore & Co, マレーシア知的財産公社の特許審査体制 (2018.2.8)
<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2018/05/b3553dec94ddb60d5244670993d0f020.pdf>
 - 11) E.B. Astudillo & Associates, フィリピン知的財産権庁の特許審査体制 (2018.2.20)
<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2018/07/a11a9525d3db86df4f451299968f108.pdf>
 - 12) Satyapon & Partners Ltd., タイ特許庁の特許審査体制 (2018.2.6)
<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2018/05/e6d4764ae83670b986ef6f4c65960207.pdf>
 - 13) Ambys Hanoi Law Firm, ベトナム国家知的財産庁の特許審査体制 (2018.1.18)
<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2018/02/23686cca86a651e058b8b76522d17888.pdf>
 - 14) SPRUSON & FERGUSON (ASIA) PTE LTD, シンガポール知的財産庁の特許審査体制 (2018.2.20)
<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2018/07/2ae40cbbb46216cec5850468d3d3f307.pdf>
 - 15) JPO, 特許行政年次報告書2018年版 統計・資料編, 第5章 4
平成30年度；特・実審査官
<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/all.pdf>
 - 16) WIPO, The PCT now has 152 Contracting States
https://www.wipo.int/pct/en/pct_contracting_states.html
 - 17) JPO, 特許審査ハイウェイについて
<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/index.html>
 - 18) USTR (The Office of the United States Trade Representative), Special 301
<https://ustr.gov/issue-areas/intellectual-property/Special-301>
 - 19) EC (The European Commission), Report on the protection and enforcement of intellectual property rights in third countries (2018.2.21)
https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2018/march/tradoc_156634.pdf
 - 20) AWGIPC (The ASEAN Working Group on Intellectual Property Cooperation), ASEAN Intellectual Property Rights Action Plan 2011-2015
<https://www.aseanip.org/Portals/0/PDF/ASEAN%20IPR%20Action%20Plan%202011-2015.pdf>
 - 21) JETRO, 2018年度特許庁委託事業「ASEAN知財動向報告会」開催報告 ASEANの知財概況
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/meeting20180530_1.pdf
 - 22) 福永佳史, (一財)国際貿易投資研究所 フラッ

- シユ164 ASEANにおける知的財産権協力の展開と現況
<http://www.iti.or.jp/flash164.pdf>
- 23) ASEAN Intellectual Property Portal, About AWGIPC
<https://www.aseanip.org/About>
- 24) AEC (The ASEAN Economic Community), ASEAN Economic Community Blueprint 2025
https://www.asean.org/storage/2016/03/AECBP_2025r_FINAL.pdf
- 25) AEC, ASEAN Economic Community 2025 Consolidated Strategic Action Plan
<https://asean.org/wp-content/uploads/2017/02/Consolidated-Strategic-Action-Plan.pdf>
- 26) AWGIPC, ASEAN Intellectual Property Right Action Plan 2004-2010
https://asean.org/?static_post=asean-intellectual-property-right-action-plan-2004-2010
- 27) AWGIPC, ASEAN Intellectual Property Rights Action Plan 2016-2025
[https://www.aseanip.org/Portals/0/ASEAN%20IPR%20ACTION%20PLAN%202016-2025%20\(for%20public%20use\).pdf?ver=2017-12-05-095916-273](https://www.aseanip.org/Portals/0/ASEAN%20IPR%20ACTION%20PLAN%202016-2025%20(for%20public%20use).pdf?ver=2017-12-05-095916-273)
- 28) WIPO Singapore Office, WIPO's Support of the ASEAN IP Ecosystem (2016.3)
<http://www.aseanipa.org/attachments/article/653/02.%20Denis%20Croze-WIPO%20Support%20of%20ASEAN%20IP%20Ecosystem.pdf>
- 29) DGIP <http://en.dgip.go.id/>
- 30) MLHR <https://www.kemenkumham.go.id/>
- 31) BAPPENAS (Ministry of National Development Planning/National Development Planning Agency)
<https://www.bappenas.go.id/en/>
- 32) MyIPO <http://www.myipo.gov.my/en/home/>
- 33) MDTCA <https://www.kpdnhep.gov.my/en/>
- 34) IPOPHL <https://www.ipophil.gov.ph/>
- 35) DTI <https://www.dti.gov.ph/>
- 36) DIP
<http://www.ipthailand.go.th/en/home-eng.html>
- 37) MOC
<https://www.moc.go.th/index.php/moc-english.html>
- 38) CIPITC (The Central Intellectual Property and International Trade Court)
<https://ipitc.coj.go.th/th/page/item/index/id/17>
- 39) The Government Public Relations Department
https://thailand.prd.go.th/more_news.php?cid=4&filename=index
- 40) IP Viet Nam
<http://www.noip.gov.vn/en/web/english/home>
- 41) MOST
<https://www.most.gov.vn/en/Pages/home.aspx>
- 42) VIPRI (The Vietnam Intellectual Property Research Institute)
<http://www.english.vipri.gov.vn/>
- 43) 外務省, わかる! 国際情勢 Vol.133 ASEAN共同体の設立に向けて
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol133/index.html>
- 44) The World Bank Group, Doing Business 2018
<http://www.doingbusiness.org/content/dam/doingBusiness/media/Annual-Reports/English/DB2018-Full-Report.pdf> [ビジネス環境の現状 (Doing Business) : 事業規制関連10分野に係るスコア評価・ランキング]
- 45) The Institute For Economics & Peace, Global Peace Index 2018
<http://visionofhumanity.org/app/uploads/2018/06/Global-Peace-Index-2018-2.pdf> [世界平和度指数 (GPI) : 紛争, 社会的安全性, 軍事関連23項目に係るスコア評価・ランキング]
- 46) The Transparency International Secretariat, Corruption Perceptions Index 2018
https://www.transparency.org/files/content/pages/2018_CPI_Executive_Summary.pdf [腐敗認識指数 (CPI) : 公的機関の腐敗状況関連各種公表調査報告等に基づく複合的スコア評価・ランキング]
- 47) The World Economic Forum, The Global Competitiveness Report 2017-2018
<http://www3.weforum.org/docs/GCR2017-2018/05FullReport/TheGlobalCompetitivenessReport2017-2018.pdf> [国際競争力指標 (GCI) : 制度・インフラ等基本項目, 高等教育・市場規模等効率性向上関連項目, 技術革新・ビジネス洗練度関連項目12分野に係るスコア評価・ランキング]
- 48) WIPO, Cornell University, INSEAD他, Global

- Innovation Index 2018
https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo_pub_gii_2018.pdf [国際技術革新力指標 (GII) : 技術革新インプット・アウトプット関連項目に係る技術革新活動を行う国家経済要素をスコア評価・ランキング]
- 49) The U.S. Chamber of Commerce's Global Innovation Policy Center (GIPC), U.S. Chamber International IP Index 7th Edition
https://www.theglobalipcenter.com/wp-content/uploads/2019/02/023593_GIPC_IP_Index_2019_Full_03.pdf [国際知財指標 : 特許, 著作権, 商標, 営業秘密, 知財資産商業化, 権利行使, 制度効率性, 国際条約加盟の8分野45項目に係るスコア評価・ランキング]
- 50) 日弁連知的財産センター 弁護士知財ネット, 知財ぶりずむ, Vol.16, No.185, pp.1~41 (2018年2月)
https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/activity/data/chizai_prism_2018_02.pdf
- 51) JICA 経済開発部, マレーシア 知的財産権人材育成にかかるMyIPO行政能力向上プロジェクト事前調査報告書 (平成18年11月 (2006年))
http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/11858347.pdf
- 52) WIPO, Meeting Code: WIPO/PCT/DAE/17 Examination in the PCT National Phase, Country Report Intellectual Property Corporation of Malaysia (MyIPO) (2017.7.13)
https://www.wipo.int/edocs/mdocs/pct/en/wipo_pct_dae_17/wipo_pct_dae_17_cr_1.pdf
- 53) WIPO, 特許協力条約に基づく規則 (2018年7月1日から発効)
<https://www.wipo.int/pct/ja/texts/index.html>
- 54) JETROバンコク事務所 知的財産部, 特許庁委託事業「タイ知的財産局が提供する産業財産権データベースの調査報告」(2018年3月)
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/ip/pdf/search_ip_communique2017.pdf
(URLの参照日は全て2019.3.29)
- (原稿受領日 2020年3月13日)

